

山口県報

平成26年
6月27日
(金曜日)

目次

- 規則
 - 山口県事務委任規則の一部を改正する規則(人事課).....一
 - 災害救助法施行細則の一部を改正する規則(厚政課).....二
 - 山口県災害救助基金規則の一部を改正する規則(厚政課).....三
 - 生活保護法施行細則の一部を改正する規則(厚政課).....三
- 告示
 - 救急病院の認定(地域医療推進室).....六
 - 平成二十六年産水稻の指定種子生産ほ場の指定(農業振興課).....六
 - 農用地利用配分計画の認可(農業振興課).....六
 - 土地改良事業計画変更の認可(農村整備課).....六
 - 解除予定保安林(周防大島町)(森林整備課).....六
 - 指定施業要件の変更予定保安林(森林整備課).....七
 - 土砂災害警戒区域の指定の解除(砂防課).....七
 - 土砂災害警戒区域の指定(砂防課).....八
 - 土砂災害特別警戒区域の指定の解除(砂防課).....八
 - 土砂災害特別警戒区域の指定(砂防課).....八
- 公告
 - 国土調査の成果の認証(政策企画課).....八
 - 特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民生活課).....九
 - 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(三件)(県民生活課).....九
 - 山口県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表(水産振興課).....〇
- 雑報
 - 平成二十五年度山口県市町村職員共済組合決算の要旨.....二



山口県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年六月二十七日

山口県知事 村岡 嗣政

山口県規則第三十二号

山口県事務委任規則の一部を改正する規則

山口県事務委任規則(昭和四十四年山口県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

第三十条第一項第一号イ中「第二十四条第一項」を「第二十四条第三項」に、「同条第五項」を「同条第九項」に改め、同号へ中「ついで」を「報告を求め」に改め、同号中ヲをクとし、ナをオとし、ネをノとし、ノの前に次のように加える。

△ 法第七十八条第三項の規定に基づき、不正な手段により就労自立給付金の支給を受けた者等から費用の額の全部又は一部を徴収し、及びその徴収する額に百分の四十を乗じて得た額以下の金額を徴収すること。

ウ 法第七十八条の二第二項の規定に基づき、被保護者が申し出た場合において、当該被保護者に対して保護金品を交付する際に徴収金を徴収すること。

エ 法第七十八条の二第二項の規定に基づき、被保護者が申し出た場合において、当該被保護者に対して就労自立給付金を支給する際に徴収金を徴収すること。

第三十条第一項第一号ツ中「第七十八条」を「第七十八条第一項」に、「費用」を「費用の額」に、「の徴収を行う」を「を徴収し、及びその徴収する額に百分の四十を乗じて得た額以下の金額を徴収する」に改め、同号中ツをウとし、ワからソまでをタからナまでとし、タの前に次のように加える。

カ 法第五十五条の四第一項の規定に基づき、就労自立給付金を支給すること。

コ 法第五十五条の五の規定に基づき、被保護者若しくは被保護者であった者又はこれらの者の雇主その他の関係人に報告を求めること。

第三十条第一項第一号中ヲをウとし、リからルまでを又からヲまでとし、又の前に次のように加える。

リ 法第二十九条第一項の規定に基づき、保護の決定若しくは実施又は法第七十七条若しくは法第七十八条の規定の施行のために必要があると認められる場合において、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供又は報告を求めること。

第三十条第一項第一号チを削り、同号ト中「第二十八条第四項」を「第二十八条第五項」に改め、「同条第一項の」の下に「報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは」を加え、同号中トをチとし、への次に次のように加える。

ト 法第二十八条第二項の規定に基づき、要保護者の扶養義務者若しくはその他の同居の親族又は保護の開始若しくは変更の申請の当時要保護者若しくはこれらの者であつた者に報告を求めること。

附 則

この規則は、平成二十六年七月一日から施行する。

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年六月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第三十三号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則(昭和三十六年山口県規則第三十二号)の一部を次のように改正する。

第十三条中「第二十四条第五項」を「第七条第五項」に改める。

第十五条中「第二十七条第四項」を「第十条第三項において準用する法第六条第四項」に改める。

第十六条第二項中「第十六条」を「第十条第一項」に、「第二十一条」を「第十五条第一項」に改める。

第十七条中「第四十四条」を「第二十九条」に改める。

別記一の一の「収容施設」を「避難所及び応急仮設住宅」に改め、別記一の一の1の(一)中「避難所には」を「避難所は」に、「を収容する」を「に供与する」に改め、別記一の一の1の(二)中「三百円」を「三百十円」に改め、別記一の一の1の(三)中「を収容する」を「に供与する」に改め、別記一の一の2の(一)中「応急仮設住宅には」を「応急仮設住宅は」に、「を収容する」を「に供与する」に改め、別記一の一の2の(二)中「二百四十万円」を「二百五十三万円」に改め、別記一の一の2の(三)中「(二)」を「(一)」に改め、別記一の一の2の(四)を次のように改める。

(四) 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であつて日常生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設を応急仮設住宅として設置することができる。

別記一の一の2の(五)中「をこれに収容する」を「にこれを供与する」に改め、別記一の二中「炊出し」を「炊き出し」に、「収容された」を「避難している」に、「千円」を「千四十円」に、「縁故地帯等」を「縁故地帯等」に改め、別記一の三の3の(一)の表を次のように改める。

季 別	世帯区分				
	一人世帯	二人世帯	三人世帯	四人世帯	五人世帯
夏季(四月から九月まで)	一七、八〇〇円	二六、〇〇〇円	三三、〇〇〇円	四〇、〇〇〇円	五、一〇〇円
冬季(十月から翌年三月まで)	二五、四〇〇円	三六、一〇〇円	四三、一〇〇円	五〇、一〇〇円	六、一〇〇円

備考 六人以上の世帯については、五人世帯の額に、五人を超え一人増すごとに、夏季にあつては七、五〇〇円を、冬季にあつては一〇、七〇〇円を加えた額とする。

別記一の三の3の(二)の表を次のように改める。

季 別	世帯区分				
	一人世帯	二人世帯	三人世帯	四人世帯	五人世帯
夏季(九月から十月まで)	五、八〇〇円	七、八〇〇円	一〇、七〇〇円	一四、一〇〇円	一八、〇〇〇円
冬季(十月から翌年三月まで)	九、四〇〇円	一三、一〇〇円	一七、〇〇〇円	二〇、九〇〇円	二六、一〇〇円

備考 六人以上の世帯については、五人世帯の額に、五人を超え一人増すごとに、夏季にあつては二、五〇〇円を、冬季にあつては三、四〇〇円を加えた額とする。

別記一の四の2の(三)中「助産婦」を「助産師」に改め、別記一の一の五中「災害にかつた者」を「被災者」に、「、身体」を「若しくは身体」に改め、「搜索し、」の下に「又は」を加え、別記一の一の六中「災害にかつた」を「被災した」に、「五十二万円」を「五十四万七千円」に改め、別記一の一の九の3中「二十万円」を「二十万六千円」に、「十六万八千円」を「十六万四千八百円」に改め、別記一の一の十の1中「四圓」を「各般」に改め、別記一の一の4の(一)中「三千三百円」を「三千四百円」に改め、別記一の一の4の(二)中「五千円」を「五千二百円」に改め、別記一の一の十三の1の(三)中「災害にかつた者」を「被災者」に改め、別記一の十四を次のように改める。

十四 実施上の特例

一 から十三までに定める基準により難い特別の事情があるときは、知事が内閣総

理大臣の承認を受けて、当該救助の程度、方法及び期間を超えて別に特別基準を設定する。

別記二中「第二十四条第五項」を「第七条第五項」に改め、別記二の一中「第十条第一号」を「第四条第一号」に改め、別記二の二中「第十条第五号」を「第四条第五号」に改める。

別記第一号様式から別記第四号様式までの規定中「第26条第一項」を「第9条第一項」に、「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

別記第五号様式から「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

別記第八号様式中「第24条第一項」を「第7条第一項」に改め、同様式の注中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

別記第十一号様式から「第24条第二項」を「第7条第二項」に改める。

別記第十二号様式の表中「第27条第一項」を「第10条第一項」に改め、同様式の裏の備考以外の部分を次のように改める。

(裏)

災害救助法抜粋

(指定行政機関の長等の立入検査等)

第6条 (第1項から第3項まで省略)

4 当該職員が第1項又は第2項の規定により立ち入る場合は、その身分を示す証拠を携帯しなければならない。

(第5項省略)

(都道府県知事の立入検査等)

第10条 前条第1項の規定により施設を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、物資の保管を命じ、又は物資を収用するため必要があるときは、都道府県知事は、当該職員に施設、土地、家屋、物資の所在する場所又は物資を保管させる場所に立ち入り検査をさせることができる。

2 都道府県知事は、前条第1項の規定により物資を保管させた者に対し、必要な報告を求め、又は当該職員に当該物資を保管させてある場所に立ち入り検査をさせることができる。
3 第6条第3項から第5項までの規定は、前2項の場合に準用する。

別記第十三号様式の表中「第24条第一項」を「第7条第一項」に、「第25条」を「第8条」に改め、同表中「第24条第二項」を「第7条第二項」に改める。
この規則は、公布の日から施行する。

山口県災害救助基金規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年六月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第三十四号

山口県災害救助基金規則の一部を改正する規則

山口県災害救助基金規則(昭和四十年山口県規則第八十六号)の一部を次のように改定する。

第一条中「第三十七条」を「第二十一条」に改める。

第一条中「第四十一条第三号」を「第二十六条第三号」に改める。

第五条中「第三十八条」を「第二十三条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年六月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第三十五号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則(昭和五十八年山口県規則第八号)の一部を次のように改正する。
2。

第三条第一項中「省令第二条第一項の書面は、」を「法第二十四条第一項の申請書は、」に、「又は、」を「」に、同条第九項において準用する同条第一項の申請書は、「に改め、同条第二項中「第二条第三項の書面」を「第一条第五項の申請書」に改める。

第五条中「第二十四条第六項」を「第二十四条第十項」に改める。

第十二条の見出し中「書類」を「指定医療機関等に係る書類」に改め、同条中「第十条及び第十条の二」を「第十条第二項及び第四項、省令第十条の六第二項、省令第十条の七、省令第十条の八、省令第十四条第二項及び第三項並びに省令第十五条」に、「医療機関等」を「病院等」に改める。

本則に次の一条を加える。
(就労自立給付金の支給の申請)

第十三条 省令第十八条の四第一項の申請書は、就労自立給付金申請書（別記第二十六号様式）によらなければならない。
別記第七号様式を次のように改める。

第七号様式（第3条関係）

同意書

年月日

社会福祉事務所長 様

世帯主	住所	氏名	印
世帯員	住所	氏名	印
	住所	氏名	印
	住所	氏名	印

生活保護法による保護の決定若しくは実施又は同法第77条若しくは第78条（第3項を除く。）の規定の施行のために必要があるときは、私及び私の世帯員に係る下記の事項（保護廃止後においては、2及び5については保護を受けていた期間における事項に限る。）につき、貴社会福祉事務所長が官公署、日本年金機構若しくは共済組合等（以下「官公署等」という。）に必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、私若しくは私の世帯員の雇主その他関係人（以下「銀行等」という。）に報告を求めると同意します。

また、貴社会福祉事務所長の調査又は報告要求に対し、官公署等又は銀行等が報告することについて、私及び私の世帯員が同意している旨を官公署等又は銀行等に伝え、ても支障はありません。

記

- 1 氏名及び住所又は居所
 - 2 資産及び収入の状況（生業若しくは就労又は求職活動の状況、扶養義務者の扶養の状況及び他の法律に定める扶助の状況を含む。）
 - 3 健康状態
 - 4 他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況
 - 5 支出の状況
- 備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

別記第十八号様式中「第24条第6項」を「第24条第10項」とし「資産」を「資産及び収入」に改める。
別記第二十五号様式の次に次の様式を加える。

第26号様式 (第13条関係)

就 労 自 立 給 付 金 申 請 書

年 月 日

社会福祉事務所長 様

申請者 住 所

氏 名

㊦

下記のとおりですから、生活保護法の規定による就労自立給付金の支給を、関係書類を添えて申請します。

記

世帯の状況	氏 名	続 柄	性 別	生 年 月 日
			世帯主	男・女
			男・女	年 月 日
			男・女	年 月 日
			男・女	年 月 日
保護を必要としなくなった事由				

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

附則
この規則は、平成二十六年七月一日から施行する。



山口県告示第二百一十二号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成二十六年六月二十七日

名称	萩市大字今古萩町三〇の一	所在地	山口県知事 村岡 嗣政
萩むらた病院		認定が効力を有する期限	平成二九、七、二三

山口県告示第二百一十三号

主要農作物種子法（昭和二十七年法律第百三十一号）第三条第一項の規定により、次の市町の区域内のほ場を平成二十六年産の水稲の指定種子生産ほ場として指定した。その関係書類は、山口県農林水産部農業振興課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年六月二十七日

市町名	面積（アール）	山口県知事	村岡 嗣政
山口市	三、八九五		
周南市	四、八〇六		

山口県告示第二百一十四号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

平成二十六年六月二十七日

山口県知事 村岡 嗣政

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者	氏名又は名称	住所	賃借権の設定等を受ける土地	面積（平方メートル）
農事組合法人里山うつぎ	宇部市大字松小野一〇四五	宇部市大字松小野字三ノ堀五一ほか四二筆	一〇五、七三三	

二 認可年月日

平成二十六年六月二十五日

山口県告示第二百一十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第一項の規定に基づき、土地改良区の土地改良事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十六年六月二十七日

土地改良区の名称	施行地区	事業の種類	認可年月日
柳井市土地改良区	見賞池地区	ため池の整備	平成二六、六、一六
			山口県知事 村岡 嗣政

山口県告示第二百一十六号

森林法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する予定である。

平成二十六年六月二十七日

解除予定保安林の所在場所	山口県知事	村岡 嗣政
大島郡周防大島町大字家房子打ノ前三四〇の五（次の図に示す部分に限る。）		
保安林として指定された目的		
魚つき		

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県農林水産部森林整備課及び周防大島町産業建設部農林課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第二百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林の指定施業要件を次のように変更する予定である旨の通知があった。

平成二十六年六月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

- 一 山口市徳地引谷字生山四一の一、四一の二、四一の九、字杉山四二の一、四二の二
- 二 徳地船路字野谷越九六七の一、九六七の三三、九六七の三六、字宮河内長迫九六八の一、九六八の六、九六八の八から九六八の一九まで、字宮河内七町九六九の一、九六九の四一、九六九の五〇、九六九の五一、字宮河内鳥落九七〇の一、九七〇の二、九七〇の四二、九七〇の四七から九七〇の五一まで、字下田床一三九六
- 三 岩国市錦町広瀬字小茅野一四五六の二五、一四五六の四六、一四五八の一、四二一四の一、四二一四の三
- 四 周南市大字金峰字久三郎一九〇一、字わき山一九〇二、一九〇四、一九〇五、字長広一九〇九から一九一一まで

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

山口市徳地引谷字僧ヶ浴六六六から六七一まで

岩国市持国字岡畑一〇、阿品字日宛道二八七の一、二八八の一、柱島字奥大津江四

三七の一から四三七の三まで、四五二、御庄字市の後六三九の一

周南市大字須万字柏ヶ谷二一七、二一八、字市ヶ迫七九二から七九五まで、字上長

谷一〇六八の二、一一七三の二、大字鹿野中字ヨセギ三二二の一・字奥西平三三三の

一・字奥東平三三五の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、大字金峰

字大谷一八五二、一八五三、字中尾一八七八、字立畠一八九二

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
岩国市阿品字日宛道二八七の一・二八八の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
- 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第二百十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示（平成二十二年山口県告示第三百八十三号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

平成二十六年六月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 解除に係る区域の名称

米光 (一)(7)

二 解除に係る区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び周南市建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第二百十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第六条第一項の規定により、土砂災害警戒区域として次の区域を指定する。

平成二十六年六月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 区域の名称
米光(一)(7)
- 二 区域の範囲
次の図のとおり
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び周南市建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第二百二十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第八条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示(平成二十二年山口県告示第三百八十四号)により指定された区域の全部についての指定を次のとおり解除する。

平成二十六年六月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る区域の名称
米光(一)(7)

二 解除に係る区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び周南市建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第二百二十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第八条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域として次の区域を指定する。

平成二十六年六月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 区域の名称
米光(一)(7)
- 二 区域の範囲
次の図のとおり
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 四 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び周南市建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。)



(二〇二二) 国土調査の成果の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、国土調査の成果を次のとおり認証しました。

平成二十六年六月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 国土調査を行った者の名称等

国土調査を行った者の名称	国土調査を行った期間	成果の名称	国土調査を行った地域
下関市	平成二十三年四月二十八日から平成二十五年十二月十七日まで	下関市地籍簿	豊北町大字田耕の一部
美祢市	平成二十二年六月八日から平成二十五年三月二十三日まで	美祢市地籍簿 美祢市地籍簿	東厚保町山中の一部

二 認証年月日

平成二十六年六月二十七日

(二〇三) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十六年八月十一日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県柳井県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十六年六月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 申請のあった年月日

平成二十六年六月十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称 田布施町まるごと公園化プロジェクト

代表者の氏名 田川 一郎

主たる事務所の所在地 熊毛郡田布施町大字麻郷三四三九番地の一〇

三 定款に記載された目的

田布施町民及び田布施町を訪れる方々に対し、遊休農林地有効利用による地域活性化を図り豊かな自然環境を創出するための諸事業を行い、自律的な地域社会の形成に寄与すること。

(二〇四) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款は、平成二十六年八月四日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県宇部県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十六年六月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 申請のあった年月日

平成二十六年六月四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称 特定非営利活動法人山口女性サポートネットワーク

代表者の氏名 小柴 久子

主たる事務所の所在地 宇部市大字際波三五九番地の九〇

(二〇五) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書は、平成二十六年八月五日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県萩県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十六年六月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 申請のあった年月日

平成二十六年六月五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称 特定非営利活動法人長門市手をつなぐ親の会

代表者の氏名 福田 修三

主たる事務所の所在地 長門市油谷新別名九六四番地

(二〇六) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書は、平成二十六年八月十一日までの間、山口県環境生活部県民生活課において公衆の縦覧に供します。

平成二十六年六月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 申請のあった年月日

平成二十六年六月十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人ライフワーク支援機構
 代 表 者 の 氏 名 奥谷 祐司
 主たる事務所の所在地 宇部市新天町一丁目三番五号

(二〇七) 山口県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成八年法律第七十七号)第四条第七項の規定により、山口県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画(以下「計画」という。)を変更したので、同条第十項において準用する同条第五項の規定により、変更後の計画を次のとおり公表します。

平成二十六年六月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

(一) 基本理念

1 我が国周辺水域における海洋生物資源は、近年全体としておおむね安定的に推移しているが、低水準にとどまっている資源や資源水準が悪化している資源も見られ、本県海域においても同様な傾向を示している。今後とも水産業の発展を図っていくためには、その基幹となる海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

2 このようなことから、県としては、国及び関係機関と連携し、特定海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く環境等についての科学的

知見を踏まえ、漁業の経営状況等に十分配慮しつつ、海区漁業調整委員会及び関係者の意見を聴いた上で、その自主的な海洋生物資源の管理を推進するとともに、海洋生物資源を持続的に利用するための適切な資源管理措置を講じることにより、漁業の発展と水産物の供給の安定を図る。

(二) 漁獲量及び漁獲努力量の管理

1 資源量に応じた漁獲を実現するため、国の基本計画により決定された第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に対して、適切な管理措置を講じる。

2 国の基本計画により決定された第二種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について本県に定められた量に対して、適切な管理措置を講じる。

3 漁獲可能量及び漁獲努力可能量を適切に管理するため、漁業者等に対し、必要な指導及び監督を行う。

(三) 資源管理指針・資源管理計画の推進

持続的な漁業生産を確保するため、海洋生物資源ごとの資源管理の方向性や内容を定めた資源管理指針を策定するとともに、それに基づき、具体的な資源管理措置を内容とする資源管理計画について、漁業者等による作成及び実施を推進し、総合的かつ計画的な資源管理を図る。

二 第一種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲可能量の管理の対象となる数量に関する事項

本県に定められた第一種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲可能量に係る平成二十五年及び平成二十六年の管理の対象となる期間及び数量は、次のとおりである。ただし、まあじについては、漁場の形成状況が毎年大きく変化することから、国の基本計画に基づき、数量を変更することがある。

また、過去において漁獲実績があるものの、そのことによる影響が小さいと認められる第一種特定海洋生物資源については、「若干」とし、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるようにする必要がある。

区 分	期 間	数 量	まあいし
区 分	平成二十五年一月から同年十二月まで	六、〇〇〇トン	若干
	平成二十六年一月から同年十二月まで	六、〇〇〇トン	
まあいし	平成二十五年一月から同年十二月まで		若干

まさば及びごまさば	平成二十六年一月から同年十二月まで	若干
	平成二十五年七月から平成二十六年六月まで	若干
	平成二十六年七月から平成二十七年六月まで	若干

三 第一種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲可能量について、第一種特定海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

本県に定められた第一種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲可能量に係る平成二十五年及び平成二十六年の数量について、採捕の種類別の数量は、次のとおりとする。ただし、まさばについては、漁場の形成状況が毎年大きく変化することから、国の基本計画に基づき、数量を変更することがある。

なお、海域別及び期間別の数量は、定めない。また、過去において漁獲実績があるものの、第一種特定海洋生物資源に対して、影響が少ないと認められる漁業については、「若干」とし、ほとんど影響しないと認められる漁業については、明示しないこととする。

区分	採捕の種類	数	
		平成二十五年	平成二十六年
まあじ	中型まき網漁業	四、八〇〇トン	四、八〇〇トン
	小型まき網漁業	若干	若干
	敷網漁業	若干	若干
	すくい網漁業	若干	若干
〃	定置漁業権に基づく定置漁業(以下、「大型定置漁業」という。)	若干	若干

四 第一種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

(一) まあじ
 中型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、当該漁業者間の話し合いを進める。

また、小型まき網漁業、敷網漁業、すくい網漁業及び大型定置漁業については、資源管理及び合理的な漁業経営の確立等を推進しながら、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。

(二) まいわし

中型まき網漁業については、許可隻数等について現状どおりとし、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。また、小型まき網漁業、敷網漁業、すくい網漁業及び大型定置漁業については、資源管理及び合理的な漁業経営の確立等を推進しながら、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。

(三) まさば及びごまさば
 中型まき網漁業については、許可隻数等について現状どおりとし、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。また、小型まき網漁業、敷網漁業、すくい網漁業及び大型定置漁業については、資源管理及び合理的な漁業経営の確立等を推進しながら、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。

(四) するめいか
 大型定置漁業については、資源管理及び合理的な漁業経営の確立等を推進しながら、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。

五 第二種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲努力可能量の管理の対象となる量に関する事項

本県に定められた第二種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲努力可能量に係る平成二十五年及び平成二十六年の管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間並びに量は、次のとおりである。

区分	採捕の種類	海域	期間		量(隻日)
			平成二十五年	平成二十六年	
さわら	さわら流網漁業	瀬戸内海	平成二十五年六月十六日から同年七月三十一日まで	六、七八七	
			平成二十六年六月十六日から同年七月三十一日まで	六、七八七	
		瀬戸内海	平成二十五年九月一日から同年十一月三十日まで	一三、四五五	
			平成二十六年九月一日から同年十一月三十日まで	一三、四五五	
いまこがれ	小型機船底びき網漁業(手繰第二種漁業及び手繰第三種漁業に限)	周防灘	平成二十五年一月一日から同年二月十日まで	一、六八五	

平成二十六年一月十一日から同年二月十日まで	一、六八五
-----------------------	-------

六 第二種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲努力可能量について、第二種特定海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の量に関する事項
 本県に定められた第二種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲努力可能量に係る平成二十五年及び平成二十六年の量について、採捕の種類別、海域別又は期間別の量は、次のとおりとする。

区分	採捕の種類	海域	期間	量(隻日)
さわら	さわら・たい・まながつお流さし網漁業	安芸灘及び伊予灘	平成二十五年六月十六日から同年七月三十一日まで	六、七八七
			平成二十六年六月十六日から同年七月三十一日まで	六、七八七
いまこがれ	小型機船底びき網漁業(えびこぎ網漁業及びけた網漁業に限る。)	周防灘	平成二十五年九月一日から同年十一月三十日まで	一三、四五五
			平成二十六年九月一日から同年十一月三十日まで	一三、四五五

七 第二種特定海洋生物資源知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項
 瀬戸内海広域漁業調整委員会の指示する操業制限等に従って操業するように指導するとともに、第二種特定海洋生物資源知事管理努力量に係る漁獲努力量等が迅速に知事に報告されるような体制の整備を進める。

八 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項
 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するためには、詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査及び研究の充実強化を更に進める。



平成二十五年山口県市町村職員共済組合決算の要旨

地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)第二十二条第三項の規定により、平成二十五年山口県市町村職員共済組合決算の要旨を次のとおり公告します。

平成二十六年六月二十七日

山口県市町村職員共済組合理事長 中村秀明

貸借対照表及び損益計算書の要旨

(単位 千円)

区分	短期	長期	預託金管理	業務	保健	宿泊	貯金	貸付
(収入)								
負担金	5,109,282	15,002,464		167,633	217,434			
掛金・任意継続掛金	5,213,606	8,048,657			212,051			
施設収入・商品売上げ						220,056		
連合会交付金				60,076				526
利息及び配当金	4,257		95,458	268	2,902	11	497,372	
その他収入	509,206			1,141	5,334	2,558	13,708	101,229
他経理から繰入金				30,922		80,000		
前年度繰越支払準備金	756,206							
計	11,592,557	23,051,121	95,458	260,040	437,721	302,625	511,080	101,755
(支出)								
給付・一部負担金払戻金	4,853,854							
役員報酬・職員給与				131,118	29,884	72,424	45,987	8,504
旅費・事務費				15,209	2,720	1,362	2,280	1,343
商品仕入れ						1,246		
飲食材料費						67,874		
委託費・委託管理費				5,747	1,797	20,520	3,006	98

支 払 利 息			95,458				247,421	91,003
前 期 高 齢 者 納 付 金	2,355,755							
後 期 高 齢 者 支 援 金	1,867,081							
老 人 保 健 拠 出 金	60							
退 職 者 給 付 拠 出 金	449,518							
介 護 納 付 金	732,038							
連 合 会 払 込 金	129,513							4,793
連 合 会 拠 出 金	344,738							
負 担 金 払 込 金		15,002,464						
掛 金 払 込 金		8,048,657						
そ の 他 支 出	8,951			103,359	287,819	152,329	43,027	1,772
他 経 理 へ 繰 入 金	30,922				80,000			
次 年 度 繰 越 支 払 準 備 金	747,148							
計	11,519,578	23,051,121	95,458	255,433	402,220	315,755	341,721	107,513
当 期 利 益 金 又 は 当 期 損 失 金 (△)	72,979			4,607	35,501	△ 13,130	169,359	△ 5,758
支 払 準 備 金	747,148							
資 本 剰 余 金				52,183	25,350	755,282		
利 益 剰 余 金 又 は 欠 損 金 (△)	1,261,009			197,411	762,741	△ 210,259	2,668,885	267,135

平成二十六年六月二十七日印刷

発行人所

山口県知事